

2 学振第 2 8 6 号  
令和 2 年 5 月 1 3 日

各私立小・中・高等学校・中等教育学校設置者 様  
高等課程を持つ各私立専修学校設置者 様

愛知県県民文化局長  
( 公 印 省 略 )

学校の教育活動再開に向けた対応について (通知)

学校における教育活動の円滑な再開に向けた対応については、令和 2 年 5 月 4 日付け 2 学振第 2 4 2 号で通知したところですが、本県が導入した社会活動・経済活動の再開を判断する指標を踏まえ、愛知県教育委員会が、教育活動再開に向けた段階的な対応を下記のとおり変更し、別紙 1 により県立学校長あてに通知し、別紙 2 により各教育事務所長・支所長経由で市町村教育委員会に周知しましたので、参考にしてください。

記

- 1 学校再開準備期間を 5 月 1 8 日 (月) から 5 月 2 4 日 (日) までとする。
- 2 学校再開を 1 週間前倒して、5 月 2 5 日 (月) からとする。
- 3 学校再開後、分散登校・時差登校を基本とする期間を 1 週間程度とし、円滑に学校運営ができることを確認した上で、6 月 1 日 (月) から通常授業とする。

担 当 県民生活部学事振興課  
私学振興室認可グループ  
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 1 8 8  
F A X 0 5 2 - 9 7 1 - 9 8 8 9  
E メール [shigaku@pref.aichi.lg.jp](mailto:shigaku@pref.aichi.lg.jp)